

F P A短信

21/02/01

新型コロナウイルス関連給付金・助成金の課税判定（個人分）

新型コロナウイルス感染症に関する国・地方公共団体等から支給される主な給付金・助成金の課税関係について、今回は個人扱い分について追加してご説明いたします。

●課税関係

	所得税（個人）	消費税
持続化給付金		
家賃給付金		
感染拡大防止協力金(時短協力金等)	課税（事業所得等）	課税対象外
雇用調整助成金(事業者分)		
小学校休業等対応助成金(事業者分)		
特別定額給付金(1人一律10万円支給)		
子育て世帯への臨時特別給付金		
学生支援緊急給付金	非課税	課税対象外
感染症対応休業支援金・給付金		
感染症対応従事者への慰労金		

●個人で課税となる給付金・助成金の扱い

①事業所得等に区分…事業に関して支給されるもの

持続化・家賃給付金、感染拡大防止協力金、雇用調整・小学校休業等対応助成金

↓

給付額を事業所得の収入として計上します

②一時所得(事業に関連しないもので一時に支給されるもの)

GoToキャンペーン事業における給付金やポイント

③雑所得に区分…上記①②に該当しないもの

雑所得者向けの持続化給付金等

※課税となる給付金・助成金については申告もれがないようにしましょう。